

○定期報告対象建築物等一覧表

建築基準法の改正に伴い、表中の①～④が新たに定期報告の対象として追加されました。

用途	政令及び市細則による指定規模等	報告間隔	報告時期	
特殊建築物等	劇場、映画館又は演芸場	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない10～11月 次回以降、報告間隔を超えない10月～11月	
	観覧場(屋外観覧場を除く) 公会堂又は集会場			・地階若しくはF \geq 3階 ・A \geq 200m ²
	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)			・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積300m ² 以上 (2階に患者の収容施設がある場合)
	ホテル又は旅館			・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積300m ² 以上 ・A \geq 1,000m ² (市細則による指定)
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積500m ² 以上 ・A \geq 3,000m ² (避難階のみの場合は市細則により指定)		
	①児童福祉施設等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る)	・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積300m ² 以上		3年
	②下宿、共同住宅、寄宿舍等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る)	・地階若しくはF \geq 3階 ・2階の床面積300m ² 以上		
③体育館(学校に付属するものを除く)	・F \geq 3階 ・A \geq 2,000m ²			
④博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・F \geq 3階 ・A \geq 2,000m ²			
事務所その他これらに類するもの	・F \geq 5階かつA $>$ 1,000m ² (市細則による指定)			

(注意)

1. F \geq 3階、F \geq 5階、地階若しくはF \geq 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるものをいいます。
2. Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
3. 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。(初回免除)
4. 事務所その他これらに類するものの報告間隔が2年から3年に変更されました。

② 定期報告の対象となる昇降機等

昇降機等の種類(政令及び市細則による指定等)	報告間隔	報告時期
エレベーター (いす式階段昇降機・段差解消機が新たに報告対象に追加) ※労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く 注1、注2	1年	検査済証交付月 次回以降毎年、検査済証交付月
エスカレーター		
小荷物専用昇降機		
遊戯施設等(観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む 注3)		

注1 一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く

注2 積載荷重が1トン以上のもので、労働基準法別表第1第1号～第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む)を除く

注3 一般の交通の用に供されるものを除く

③ 定期報告の対象となる防火設備

用途	政令及び市細則による指定規模等	報告間隔	報告時期
定期報告対象建築物 (市細則指定建築物を含む)	随時閉鎖式のものに限る	1年	検査済証の交付を受けた日以降の10月～11月 次回以降毎年10月～11月
病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設(200㎡以上)			

※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは対象外です。